

公益財団法人亀岡市スポーツ協会
加盟団体運営・活動補助金交付要項

(趣旨)

加盟団体が、競技力の向上及び生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、組織運営の充実を図るための活動経費に対し、この要項により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業は、次のとおりとする。

- 1) 各種スポーツ大会等の事業及び組織運営の充実を図るための活動事業
- 2) 競技・地域スポーツの活動のため、必要なスポーツ用具等の購入事業
- 3) その他、特に会長が認めた事業

※加盟分担金、会議費、雑費、食糧費（弁当・茶菓子等）は補助対象外とする。

(交付申請)

補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める補助金交付申請書（運営活動様式）を当該年度の5月25日（土）までに会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適切と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

補助事業完了後すみやかに、別に定める実績報告書（運営活動様式）を会長に提出しなければならない。